

事案調書(決定会議)

審議日 令和5年3月20日

案件名	国民健康保険・国民年金・後期高齢者医療制度事務の委託化について						
所管	健康福祉 局	生活福祉 部	保険企画 課	国保年金 担当者			内線
事業効果 総合計画との関連	事業効果	国民健康保険、後期高齢者医療制度に関するコールセンター機能の強化と事務の委託化により、電話応答率や事務の正確性、効率性の向上並びに窓口での待ち時間短縮を図る。委託実施中の効果検証(経営監理課)を実施することで、委託効果を持続的に高める。					
	効果測定指標	行政サービスの利便性満足度			施策番号	44	
	事業効果 年度目標	R5	R6	R7	R8~10		
	○コールセンター委託開始 ○効果検証	○窓口・事務処理委託開始 ○2課統合による職員削減(1名) ○効果検証	○事務担当職員の削減(5名) ○効果検証	○事務担当職員の削減(15名) ○効果検証			

審議事項 (庁議で決定したいこと及び想定(希望)している結論)	<ul style="list-style-type: none"> 国民健康保険、後期高齢者医療制度に関するコールセンター機能の強化(保険企画課、国保年金課) 国民健康保険・国民年金・後期高齢者医療制度の各事務の委託化(保険企画課、国保年金課) 委託後の効果検証の実施(経営監理課)
決定会議 審議結果 (政策課記入)	<p>○原案のとおり承認する。 ただし、庁議の意見を踏まえ、資料を一部修正すること。</p>

事案概要

○国民健康保険、後期高齢者医療制度の各コールセンターの一元化を図るとともに、委託範囲の拡大を図る。
 ○国民健康保険・国民年金・後期高齢者医療制度に関する事務のうち、審査決定等を除き、委託化を図る。
 ○委託実施中は、経営監理課による効果検証を行い、効果を持続的に高める取組を試行的に実施する。

事業スケジュール / 事業経費・財源 / 必要人工

○事業スケジュール								
	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	
実施内容	庁内調整		コールセンター業務委託実施					委託効果総括・次の委託実施
	予算査定			窓口・事務処理業務委託実施				

○事業経費・財源

(千円)

項目	補助率/充当率	R5	R6	R7	R8	R9	R10
事業費(総務費)		92,550	231,160	365,580	365,580	365,580	274,200
うち任意分		92,550	231,160	365,580	365,580	365,580	274,200
特財							
国、県支出金		0	0	0	0	0	0
地方債		0	0	0	0	0	0
その他		0	0	0	0	0	0
一般財源		92,550	231,160	365,580	365,580	365,580	274,200
うち任意分		92,550	231,160	365,580	365,580	365,580	274,200
捻出する財源 2							
一般財源拠出見込額		92,550	231,160	365,580	365,580	365,580	274,200
元利償還金(交付税措置分を除く)							

捻出する財源概要 1. 既存の事業を縮小・廃止 2. 既存事業の終了 3. 単年度事業
4. その他(既存の事業縮小及び機能拡充を含む)

○必要人工(事業実施に当たり、新たな人員配置を求める場合のみ記入)

(人工)

項目		R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
実施に係る人工	A							
局内で捻出する人工	B							
必要な人工	C=A-B	0	0	0	0	0	0	0

局内で捻出する人工概要

SDGs 関連ゴールに (は3つまで)	1	2	3	4	5	6	7	8	9
			○					○	

日程等 調整事項	条例等の調整	なし	議会提案時期		報道への情報提供	なし
		パブリックコメント	なし	時期		議会への情報提供

事前調整、検討経過等

調整部局名等	調整内容・結果
健康福祉総務室	局運営方針との整合性等 調整済
人事・給与課	業務委託の必要性等 調整済
経営監理課	効果検証についての考え方や進め方等 調整済
政策課	費用対効果の指標等 調整済
財政課	費用対効果の指標等 調整済

備考	

庁議におけるこれまでの議論

<p>調整会議の 主な議論</p> <p>(10/4、10/18、11/4)</p>	<p>【委託について】 (人事・給与課長)委託事業者側も異動や離職等があると思うが、安定的な人員の確保ができるのか。 (国保年金課長)他の自治体の事例を聞く中では確保できていると確認している。 (財政課長)どのくらいの規模感で委託を実施するのか。 (健康福祉総務室長)効果検証の中でどこまで委託していくかを見極める必要があると考えている。</p> <p>【委託料について】 (人事・給与課長)職員の削減と委託料が見合わない。委託料の精査がもっとできないか。 (国保年金課長)業務を精査し、再度見積もりをする。コールセンターと受電の一体化等で効率化が図られるのではないかと考えている。事業費の圧縮は、平行してやっていく。</p> <p>【委託による効果と副次的効果について】 (財政課長)他自治体も比較し、予算や委託規模、本市としてどう考えていくか。 (健康福祉総務室長)効果検証をしながら、どこまで委託していくか、経費も含めて検討していく。(国保年金課長)資料の修正について、委託料について理解が得られるよう、他市の委託との比較を参考に資料に入れる。</p> <p>【効果・検証について】 (人事・給与課長)効果のプラスアルファの部分は、経営監理課と人事・給与課も一緒に検証する。 (健康福祉総務室長)経費・職員削減の部分について、確実に努力して効果検証をやっていくので、ぜひ、パイロット事業として進めさせていただきたい。 (財政課長)毎年効果検証をして改善を図る必要が出てくると思うが、うまくいかない部分については、立ち止まって元に戻すことも想定しているのか。 (国保年金課長)効果検証の結果を受けて、改善を図りながら、最終的にはやってよかったという形にしていきたいと考えている。 (政策課長)検証の結果、元に戻すとなった場合でも問題なく戻すことができるのか。 (国保年金課長)そういう結論になれば、元に戻らざるを得ないと考えている。</p>
<p>決定会議の 主な議論</p> <p>(11/15)</p>	<p>【スケジュールについて】 (財政担当部長)令和5年度からこの委託を始めなければならないのか。 (生活福祉部長)必須ではないが、国においても民間への委託の推進をかなり前から進めており、本市も推奨はしているけれど始められていないという現状がある。他市でも委託の事例があり、実施できないことはあり得ないと考えるため、速やかに始めるのが望ましい。</p> <p>【委託化について】 (総務局長)委託化の取組が、効果検証の結果、効果的なものであれば、全庁的にも委託化が広がり、職員のワークライフバランスにも繋がると考えるため、経費を十分精査した上で取り組んでいただきたいと考えている。</p> <p>【財源について】 (財政局長)現時点での市財政全体の収支バランスがマイナスとなっている状況であるため、令和5年度や6年度などにおいても、財源の捻出が必要となる。全庁的に財源を捻出する場合、全庁的な委託化の考え方を整理した上で、全庁における理解が必要である。また、その場合は、令和5年度からの開始は難しいと考える。 (総務局長)初年度の令和5年度から3～4人の職員数を削減するという提案はできないのか。 (国保年金課長)経営監理課で実施する効果検証の結果で適正な人数の検討ができると考えているため、職員数の削減はその結果が出てからを想定している。 (市長公室長)財源の捻出は避けて判断することはできず、全庁的な委託検証の仕組みが必要であると考えられるため、並行して市長公室において考え方を整理する。また、他市の事例において、初年度でどれほどの職員を削減できるかをもう少し検討をお願いしたい。 継続審議</p>

<p>決定会議の 主な議論 (2/9)</p>	<p>[費用対効果と契約方法について] ○(財政局長)人的な削減について予定が示され、財政的には良いのではないかと、9月補正で一体的に実施は良いが、契約方法はどうか考えているか？ (生活福祉部長)プロポーザル方式を考えている。様々提案をいただけることを想定しているため。 ○(財政担当部長)先行事例では最初の契約方法は、 (保険企画課長)東京都葛飾区では、仕様書を固める事前調査と運用開始までを一本の契約としてプロポーザル方式で契約した。 (財政担当部長)理由が立つのであればプロポーザル方式でもよいが、最初の理屈を整理しないといけない。提案の時期についても、9月補正の理由を合理的に説明できるようにすること。</p> <p>[効果検証、進行管理について] ○(総務局長)今回の取組が効果検証の結果、全庁的にも委託化が広がり、職員のワークライフバランスにも繋がると考えるため、起爆剤として取り組んでいただきたい。5年間のマネジメントをしっかりとやってほしい。 (生活福祉部長)進行管理の面は、経営監理課から検証を受け、庁内の情報発信もしていきたい。 (総合政策・少子化対策担当部長)一緒に検証していきたい。「相模原市PPP(公民連携)活用指針」を策定し民間委託を勧めている。先行事例があるので、仕様を固めたら条件付競争入札ができるのでは。また、区役所にも委託化を波及していったらよいと思うが。 (国保年金課長)当初は緑区役所区民課と南区役所区民課にも委託を入れたいと考えたが、今回調整の中で国保年金課の事例効果を見て検討となった。 (中央区副区長)区によって状況は違う。以前は各まちづくりセンターにも国民年金推進相談員が配置されていたが、今は任期付職員により対応。さらに委託を入れた場合は指揮命令系統に混乱が生じるため、今後状況を見ていく。</p> <p>[スケジュールについて] ○(市長公室長)発注準備がかかり、窓口・事務処理委託を令和7年1月開始とする理由は、令和6年4月に開始できないのか。 (国保年金課長)事務処理の準備について、100種類程度の事務があるので、仕様書等の準備時間が必要のため。 (生活福祉部長)円滑に令和7年1月から引き継ぐため、4月～6月の繁忙期を控えており、そういう中で既存の事務と平行してやっていくために準備期間を必要としている。</p> <p>上部会議へ付議</p>
--	--

戦略会議の

主な議論

(2/21)

[契約方法について]

- (市長)契約は公正・公平にオープンに実施してほしい。評価に主観が入らないようにしてほしい。
- (生活福祉部長)プロポーザル方式で外部の評価委員を入れて公正・公平にやっていきたい。
- (健康福祉局長)次回は総合評価一般競争入札を想定している。

[議会への説明について]

- (市長公室理事)事務取扱案件が戦略会議にあがった理由は、この業務は市民生活に直結しているため、他の政令市の状況も調べた上で、市民サービスの向上につながると言えるようにしてほしい。

(総務局長)導入後、効果が示されれば全庁的に影響のある事務委託のため、戦略会議へ付議するよう提案したものの。

(財政局長)決定会議の中では先駆的な取組になると捉えて、戦略会議までと判断した。

(国保年金課長)県内の政令市では、川崎市で受電と事務処理をやっている。

(健康福祉局長)これ以外にも23区では委託が進んでいるため問題ないと考えている。

(生活福祉部長)市民サービスの向上としては、窓口待ち時間の削減や電話応答率の向上が想定される。

[各区役所への影響について]

- (緑区長)資料で、各区の体制が示されているが、国保年金課の職員削減21名がどこの事務を減らすのか記載がないと各区への影響を議論できないので明記してほしい。

(部長)今回の資料にはないが、班ごとの積算がある。

- (森副市長)他に会計年度任用職員を事務サポートとして南、緑区役所に配置するのか。

(国保年金課長)事前に緑、南区役所へ相談したところ、各区では委託後の状況を見てから検討となったため、今回は各区役所へ配置はしない。

(森副市長)国保の人員費が委託費に置き換わり削減される訳ではないので、職員削減についてどうなるのか分かりやすく伝える必要がある。

- (南区長)年金相談員15名は今までどおり残るでよいか。各区への波及は、国保年金課の検証後の令和9年度以降ということによいか。

(生活福祉部長):そのとおり。

[全庁的な委託化の考え方、効果について]

- (教育長)(経営監理課へ)全庁的にどういった業務を委託していくかの方針は。

(総合政策・少子化対策担当部長)各窓口業務の民間委託を想定。市民サービスの向上の他、職員配置体制も効果と考えて推進するものと考えている。

(総務局長)国保年金課の委託か国保年金業務の委託か。内容をしっかりつめていく必要がある。経営監理課もしっかり検証、管理してほしい。

(生活福祉部長)業務と考えているが、区との検討が必要。

(南区長)緑、南区(区民課)では1人の職員が国保だけでなく様々な業務をやっているので、なかなか難しい。

- (隠田副市長)委託化は否定するものではないが、全庁での職員定数が減る訳ではないので、委託費に対する財源をどうするのか整理が必要。

(財政局長)削減効果があると説明ができるのでよいとした。

(総務局長)定数に足りていない部署へ充てていきたい。

(隠田副市長)財源及び定数のあり方など整理してほしい。きちんと効果があると言えるようにすべき。委託化は承認する。差し戻しではないが、課題の整理をした上で議会や補正予算に対応のこと。

原案どおり承認する。ただし、今回課題に出た件(事案担当課:資料の見せ方・政令市の状況。政策部門:財源等の議会への説明。)を決定会議で整理の上、決裁処理をすること。

国民健康保険・国民年金・後期高齢者医療制度事務の 委託化について

令和5年3月20日
庁議（決定会議）資料
保険企画課、国保年金課

1. 現状の体制（国民健康保険、国民年金、後期高齢者医療制度事務）

本庁（中央区）

保険企画課

- ・国民健康保険事業の調査研究・企画・立案
- ・国民年金制度、後期高齢者医療制度の調整

国保年金課

窓口
対応

電話
対応

事務
処理

納税
相談

- ・国民健康保険の加入・脱退、給付、保健事業
- ・後期高齢者医療制度に係る保険料の徴収・被保険者証等（納税相談）
- ・国民年金第1号及び任意加入の手続き等

国民健康保険コールセンター 後期高齢者医療コールセンター

電話
対応

制度全般に関する問い合わせ

納税課、税制・債権対策課

納税
相談

市税他、国民健康保険税及び後期高齢者医療保険料の収納・滞納処分など

各区など

南・緑区役所（区民課）

窓口
対応

国民健康保険、国民年金などの各種届け出・申請の受け付け

納税
相談

各市税事務所

国民健康保険税及び後期高齢者医療保険料の収納・滞納処分など

委託



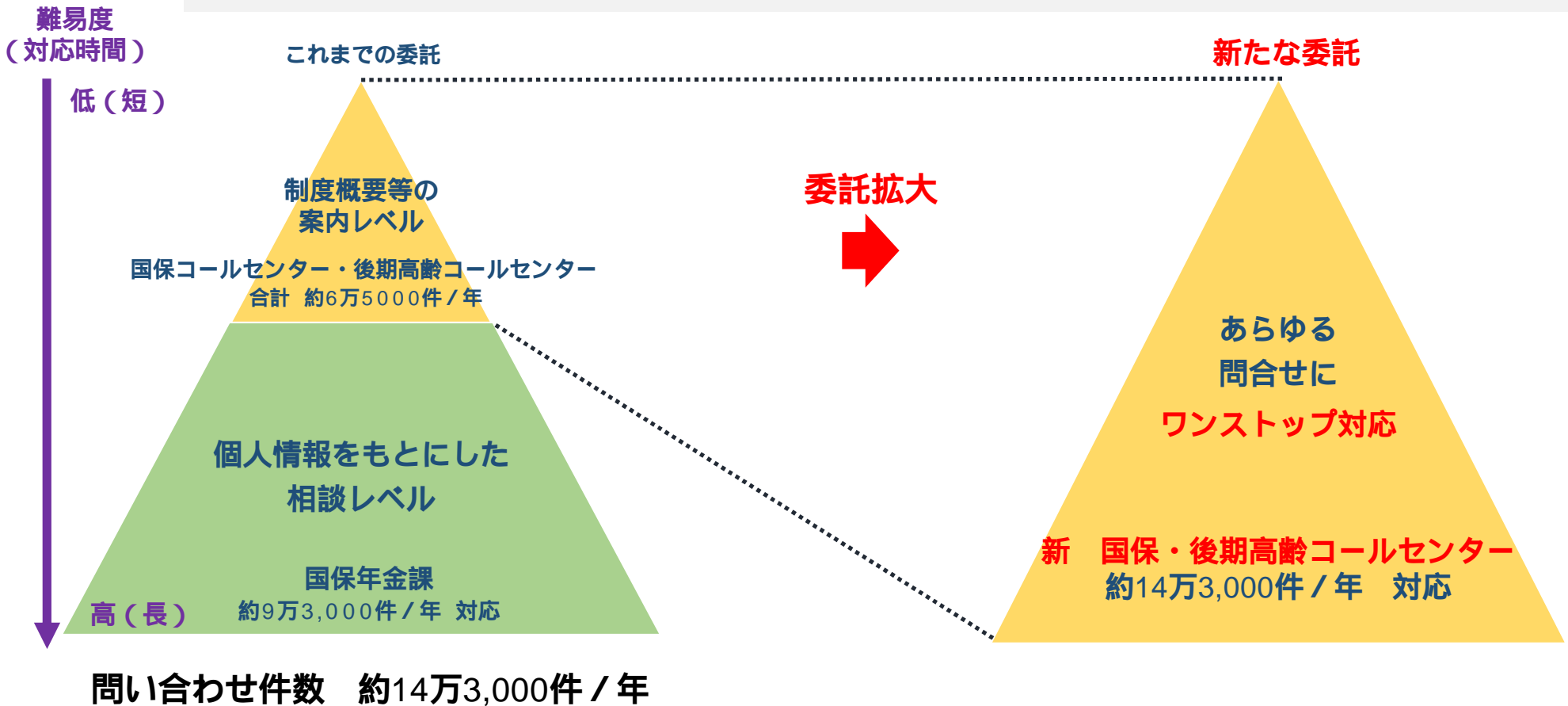
事務効率の徹底による市民サービスの向上を
目的とした業務の委託化

- (1) コールセンター機能の強化
- (2) 国保・年金・後期高齢者医療事務の委託化

2. 国保、後期高齢各コールセンター機能の強化

機能強化の内容

国保、後期高齢のそれぞれのコールセンターを一体化し、更にコールセンター業務にあらゆる問合せに対応可能とする機能強化を図る



3 . 国保年金課人員体制の合理化

R 4 年度現在の体制
(10.1現在)

国保年金課
職員44名
課長含む

保険企画課
職員14名
課長含む

計58名

R 9 年度の体制 (予定)
(第1期契約期間満了は令和10年度12月)

国保年金課
職員37名
課長含む

人件費効果約2.1億円

R6統合

委託化

21名

人数は会計年度職員を除く

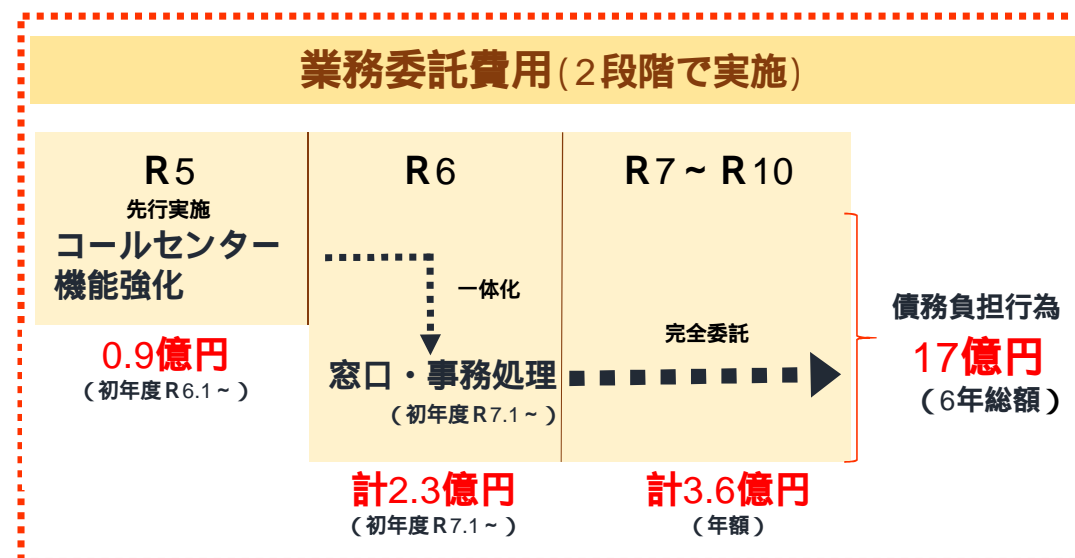
経営監理課による委託効果の検証とその結果を次年度に反映していく取組も実施併せて、国保年金課と保険企画課を一体化し、組織の機能を統合
緑区、南区の体制や国保納税相談体制(納税課・各市税事務所)は、変更なし

4 . 委託化の費用対効果とスケジュール

効果

- 市民サービスの向上 ●●●●▶ **窓口・電話対応の各一元化**
 窓口の**待ち時間の短縮**
 電話問合せの**応答率向上**
- 事務効率性の向上 ●●●●▶ **審査決定などに職員が専念**
事務処理ミスの防止
処理時間の短縮
- 適正な事務体制の実現 ●●▶ **ワークライフバランスの徹底**
時間外勤務時間削減
育休等取得促進

費用（委託費）



委託化後の課題と対応

- 1 . 職員の知識や対応力の維持、向上
 事務研修の実施や仕様書に基づく業務の進行管理の徹底及び他市との情報交換などを通じた知見の維持、向上を図る
- 2 . 委託契約の方法
 初年度はプロポーザル方式、次回以降は、総合評価一般競争入札を予定

以下 資料編

資料

政令指定都市の業務委託について（その1）

令和5年2月現在

市（人口）	年間委託費 （委託開始年・契約期間・契約方法）	委託範囲 （具体的事務）	委託対象	人的効果 （委託開始から）	その他効果等
横浜市 （377万）	763万円 （平成26年～ 毎年4月～3カ月） 2,031万円 （平成31年～ 5年契約） 742万円 （平成27年～ 1年契約） 468万円 （令和4年～ 1年契約） ～ 一般競争入札	コールセンター 国保保険料問い合わせコールセンター 国保健診コールセンター 事務 国保医療費適正化業務人材派遣 後期高齢者医療資格情報管理等業務人材派遣	国民健康保険 後期高齢者医療	不明 職員体制 変更なく、人材派遣 1名の増	<ul style="list-style-type: none"> 市民サービス向上（受電応答率向上） 職員の問い合わせ業務等負担軽減 時間外勤務時間削減
川崎市 （154万）	14億4,282万円 （令和3年～ 3年契約プロポーザル方式）	コールセンター・ 事務・納付催告、 訪問収納業務	国民健康保険 後期高齢者医療 介護保険料	<ul style="list-style-type: none"> 訪問徴収員（非常勤職員）を段階的廃止 各区係長級職員1名ずつ、計7名を減員 	<ul style="list-style-type: none"> 業務効率向上 収納率向上 市民サービス向上
静岡市 （68万）	776万円 （うち国保分210万円） （令和3年～ 2年契約、随意契約）	コールセンター	国民健康保険 （債権対策）	各区の収納係が本庁部局の課（福祉債権収納対策課）として新設	<ul style="list-style-type: none"> 収納率向上
名古屋市 （233万）	515万円 193万円 （令和4年5～7月一般競争入札） 1億2,704万円 （平成23年～ 3年契約、一般競争入札）	コールセンター 国民健康保険料コールセンター 後期高齢者医療コールセンター フロアサービス 区役所フロアサービス：22区	国民健康保険 後期高齢者医療 国民年金（フロアサービスののみ）	不明	<ul style="list-style-type: none"> 市民サービス向上（窓口待ち時間短縮、申請処理時間短縮、受電応答率向上） 時間外勤務時間削減
大阪市 （淀川区・東淀川区） （36万）	4,549万円 （平成26年～ 3年契約） 3,219万円 （平成27年～ 4年契約） （プロポーザル方式）	窓口・事務 東淀川区役所保険年金窓口業務 淀川区役所保険年金窓口業務	国民健康保険 後期高齢者医療 国民年金	常勤職員 17名 10名 常勤職員 14名 9名	<ul style="list-style-type: none"> 効率的な業務運営 業務の安定

資料

政令指定都市の業務委託について（その2）

令和5年2月現在

市（人口）	年間委託費 （委託開始年・契約期間・契約方法）	委託範囲 （具体的事務）	委託対象	人的効果 （委託開始から）	その他効果等
堺市 （82万）	1億4,543万円 （平成24年～ 3年契約） （プロポーザル方式）	コールセンター	国民健康保険 後期高齢者医療 （納付勧奨の架電のみ）	不明	・市民サービス向上 （窓口待ち時間縮減） ・業務効率化を実現
神戸市 （151万）	1億9,795万円 （令和2年～ 3年契約） （プロポーザル方式）	コールセンター 事務	国民健康保険 後期高齢者医療	不明	・市民サービスの向上 ・職員負担の軽減
北九州市 （小倉北・南・八幡西区） （64万）	3億2,898万円 （平成31年～ 3年契約） （総合評価一般競争入札）	窓口・受電・事務 （区役所国保年金課及び国保 事務センター業務 大規模区3区のみ）	国民健康保険 後期高齢者医療 国民年金	常勤職員 140名 111名 （20%減） 会計年度職員 34名 17名（50%減）	・市民サービス向上 （窓口待ち時間短縮、申請処理 時間短縮、受電応答率向上） ・時間外勤務時間削減
福岡市 （163万）	3,067万円（平成19年～） 3,015万円（令和3年～） （1年随意契約 プロポーザル方式）	コールセンター 電話勧奨等業務 事務 還付事務センター	国民健康保険 後期高齢者医療	減員等は行っていない 係長2名、係員5名、 会計年度2名を減員	収納率の向上 区役所業務の集約により、 業務スリム化と還付業務 等の適正化を実現
熊本市 （74万）	1億4,356万円 （令和2年～ 3年契約 プロポーザル方式） 669万円 （平成30年～ 4年契約 随意契約） 1,954万円 （令和4年～ 1年契約 一般競争入札） 181万円 （令和4年～ 1年契約 総合評価一般競争入札）	コールセンター 収納業務及びコール センター 集団健診受付業務 事務 診療報酬明細書等 点検・集計等業務 データ入力業務	国民健康保険	職員数の削減 （詳細は不明）	・収納率向上 ・受電応答率向上 ・職員の事務処理時間短縮

実施有：10市（横浜市、川崎市、静岡市、名古屋市、大阪市、堺市、神戸市、北九州市、福岡市、熊本市）

実施無：9市（札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、新潟市、浜松市、京都市、岡山市、広島市）

事案調書(決定会議)

審議日 令和5年3月22日

案件名	北市民健康文化センターの改修に向けて					
所管	市民	局区	部	市民協働推進課	担当者	内線
事業効果 総合計画との関連	事業効果	市民の健康の保持及び増進並びに文化及び福祉の向上				
	効果測定指標				施策番号	
	事業効果 年度目標	R4	R5	R6		

審議事項 庁議で決定 したいこと及び 想定(希望) している結論	事業者の募集手続きを進めるに当たり以下の事項を決定したいもの。 ・改修の事業スキーム(事業方式・事業期間・事業費上限額) ・事業スケジュール ・施設に必要な機能・規模等
決定会議 審議結果 (政策課記入)	継続審議とする。

事案概要

平成11年の開所から20年以上を経過する北市民健康文化センターについて、PPP/PFI手法を導入した改修について検討を進めており、令和4年度は、民間活力導入可能性調査を実施した。これまでの検討及び調査結果を踏まえて、改修事業のスキーム、今後のスケジュール、施設に必要な機能・規模を提案するもの

事業スケジュール / 事業経費・財源 / 必要人工

○事業スケジュール		R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
実施 内容	民間活力導入可能性調査							
	庁内調整							
	【事業者選定の手続き】							
	実施方針公表		債務負担(議決)	事業者公募・選定契約(議決)				
	事業者選定アドバイザー業務委託							
	設計							
	改修工事							
	リニューアルオープン・運営							

○事業経費・財源		(千円)							
項目	補助率/充当率	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	
事業費(費)					116,120	1,258,259	1,258,259	174,818	
うち任意分					116,120	1,258,259	1,258,259	174,818	
特財									
国、県支出金									
地方債					83,471	1,110,513	1,110,513	0	
その他									
一般財源		0	0	0	32,649	147,746	147,746	174,818	
うち任意分					32,649	147,746	147,746	174,818	
捻出する財源 ²									
一般財源拠出見込額		0	0	0	32,649	147,746	147,746	174,818	
元利償還金(交付税措置分を除く)					79	1,134	12,623	151,427	

元利償還金については、現状、交付税措置分を反映できていません。

捻出する財源概要 1. 既存の事業を縮小・廃止 2. 既存事業の終了 3. 単年度事業
4. その他()

○必要人工(事業実施に当たり、新たな人員配置を求める場合のみ記入)

(人工)

項目		R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
実施に係る人工	A							
局内で捻出する人工	B							
必要な人工	C=A-B	0	0	0	0	0	0	0

局内で捻出する人工概要

SDGs 関連ゴールに (は3つまで)	1 貧困をなくす	2 健全なエネルギー	3 気候変動に具体的な対策を	4 質の高い教育をみんなに	5 ジェンダー平等を実現しよう	6 安全な水とトイレを世界中に	7 持続可能なエネルギー	8 豊かになりつつも持続可能な経済を創出しよう	9 産業と雇用イノベーション
			○	○			○		
	10 人や国ごとの格差をなくそう	11 持続可能な都市とコミュニティを創出しよう	12 持続可能な消費と生産	13 気候変動に具体的な対策を	14 海の豊かさを守ろう	15 陸の豊かさも守ろう	16 公正で平和な社会を築こう	17 パートナーシップで目標を達成しよう	
	○						○		

日程等 調整事項	条例等の調整		議会提案時期		定例会議		報道への情報提供		資料提供	
	パブリックコメント	なし	時期	令和6年3月	議会への情報提供	資料提供	導入可能性調査結果等			

施設の設置条例等の改正時期・内容等は今後、要調整

事前調整、検討経過等	
調整部局名等	調整内容・結果
在り方検討委員会(令和2年度)	施設のコンセプトや必要な機能等の検討(検討結果報告書を受領)
関係課長打合せ会議(令和2年度2回)	検討の方向性、検討体制・スケジュール、サウンディング調査内容について(調整済)
サウンディング調査(令和3年度)	民間の参入可能性やアイデア等の聴取
関係課長打合せ会議(令和3年度1回)	サウンディング結果の共有、施設のコンセプト、必須機能・規模、施設の運営に当たっての基本的な考え方について(調整済)
PPP/PFI地域プラットフォーム(令和3年度)	改修に向けた基本的な考え方(令和4年2月策定)の情報提供
民間活力導入可能性調査(令和4年6~3月)	民間意向調査の実施等による民間活力手法の導入可能性の検証等
関係課長打合せ会議(令和4年度3回)	導入可能性調査の状況共有、事業スキーム、事業スケジュール、施設の必須機能・規模について(調整済)
その他	上記のほか、公共建築課(改修内容)、アセットマネジメント推進課(民間活力)、学校施設課(学校プール授業)、清掃施設課(清掃工場)等と個別調整

備考

庁議におけるこれまでの議論

調整会議の
主な議論
(3/3)

[RO方式DBO方式による指定管理期間について]
○(人事・給与課長)RO方式などのPFI、PFIに準じたDBO方式については、指定管理期間が10年でも問題はないのか。
(経営監理課総括副主幹)PFIなど長期的な運営を構築する必要性が非常に高い場合、5年を超える指定期間とすることは可能である。
[VFMについて]
○(総務法制課長)RO方式でVFMが少なかった理由は何なのか。
(市民協働推進課長)DBO方式に比べると、SPC設立・運営経費や民間資金の利息により事業費がプラスになること等が要因である。
[次期指定管理の募集について]
○(人事・給与課長)次期指定管理を2年間で募集するとのことだが、期間が短いと新たな参入は難しいのではないかと。新規参入を促すために指定管理料が増額となるのであれば、延長という考え方もあるのではないかと。
(市民協働推進課長)延長という考えで進めていたが、これまでの議論の中で、条例上は募集することとしており募集しない明確な理由がない限り延長は難しいとの意見でまとまった。
[必要とする機能について]
○(アセットマネジメント推進課長)障害者プールをユニバーサルプールへ運用変更することの考え方について確認したい。
(市民協働推進課長)令和3年度に策定した「基本的な考え方」の中では、「ユニバーサルプールへの用途変更」としていたが、用途変更のための特別な改修が必要なものではないため、「運用変更」という表現に改めたもの。具体的な運用方法については今後検討が必要である。

原案のとおり上部会議へ付議する。

1 これまでの検討経過及び民間活力導入可能性調査の結果概要について

《施設の概要》

- **名 称** 相模原市立北市民健康文化センター
【愛称】L C A国際小学校 北の丘センター
- **所 在 地** 相模原市緑区下九沢2,071番地1(用途区域：市街化調整区域)
- **設 置 目 的** 市民の健康の保持及び増進並びに文化及び福祉の向上に寄与する
(相模原市立市民健康文化センター条例第2条)
- **諸 室 等** 1階 プール(25m、子供・幼児、流水、スライダー)、多目的ルーム、展示コーナー
2階 プール(障がい者)、介助者控室、多目的会議室、講習室(窯)、娯楽室、談話室
3階 浴室、大広間、リフレッシュルーム
地下 駐車場
- **開 所** 平成11年5月3日
- **面 積** 敷地面積 9,072.88 m²、建築面積 4,454.68 m²、延床面積 9,069.68 m²
- **利 用 者 数** 年間 約23～29万人(約940～980人/日)
- **指 定 管 理 料** 年間 約1億6,000万円～1億8,000万円



(おさらい・確認) 各種計画への位置付け等

■ 相模原市一般公共建築物長寿命化計画(計画年度：令和2～11年度)

中規模改修工事を実施する施設

■ 相模原市PPP/PFI手法導入優先的検討方針

事業費の総額が10億円以上の公共施設整備事業は、PPP/PFI手法導入の積極的な検討が必要

■ 相模原市行財政構造改革プラン(計画年度：令和3～9年度)

・公共サービスの提供が必要な期間は、決定的な機能停止が起こらないよう維持する施設

・サービスの在り方の見直しや民間活力の活用を検討し、改修費用の確保、抑制、施設の管理運営コストの削減を図る
《参考》 民間活力の活用等により、改修費用の20%削減を見込む

■ 相模原市一般廃棄物処理施設(ごみ処理施設)長寿命化総合計画(令和3.3改訂)

・余熱を提供する北清掃工場は、令和18年度(築45年)までの延命化改修工事を実施済み

・更なる延命化は、リスクが大きくなるため建替整備を進める計画だが、現時点で整備は未定

(1)これまでの検討経過等について

年 度	内 容
令和元年度 (平成31年度)	<ul style="list-style-type: none"> 施設の劣化度調査(6~9月) 利用者アンケート調査(8~9月) 市政モニターアンケート調査(9~10月)、市政ジュニアモニターアンケート調査(10~11月) PPP/PFI地域プラットフォーム・テーマ別交流会(2/10)
令和2年度	<ul style="list-style-type: none"> 関係課長打合せ会議(①7/6、②3/29) <u>北市民健康文化センターの在り方検討委員会(①9/9、②11/6、③2/3)</u> 利用者アンケート調査(7~10月) 障がい者プール利用団体等へのアンケート調査(12~1月)
令和3年度	<ul style="list-style-type: none"> <u>サウンディング型市場調査(5~9月)</u> ⇒ 事前説明会・現地見学会(5/14、参加:25事業者)、対話(7/5~7/9、参加:13事業者) 利用者アンケート調査(7~10月) 関係課長打合せ会議(10/7) <u>北市民健康文化センターの改修に向けた基本的な考え方の策定(2/1)</u> PPP/PFI地域プラットフォームでの情報提供(3/16、参加:39団体)
令和4年度	<ul style="list-style-type: none"> 施設の劣化度調査(コンクリートコア抜き)(5~6月) <u>民間活力導入可能性調査(6~3月)</u> ⇒ <u>事前説明会・現地見学会(9/13)、民間意向調査(①アンケート:8~9月、②ヒアリング:1月)等</u> 利用者アンケート調査(7~8月) 関係課長等打合せ会議(①8/24、②12/12、③2/22)

施設のコンセプトや
必要な機能等の検討

民間の参入可能性や
アイデア等の聴取

民間活力手法の導入可能性を
検証し、適切な手法を見出す

(2)民間活力導入可能性調査の結果概要について①

(1) 民間事業者の参入意向アンケート調査結果(抜粋) ※回答は22社から

参画意欲	「1.参画したい」⇒ 5社 、「2.条件次第では参画したい」⇒ 14社
事業期間	最も多かった回答が「 15年(設計・建設を含む) 」(9事業者より回答)

(2) 事業スキームの定性評価

事業方式	PFI(RO)方式(指定管理者制度併用)	DBO方式(指定管理者制度併用)
スキーム図		
民間事業者の参入意向調査結果	○:最も望ましいと回答した事業者数(10社 /22社) 対応可能と回答した事業者数(17社 /22社)	○:最も望ましいと回答した事業者数(8社 /22社) 対応可能と回答した事業者数(19社 /22社)
民間ノウハウ発揮	◎:維持管理・運営を踏まえた施設整備が期待できる。 SPCへの 民間の出資を伴う ため、業務実施における構成企業の 協力的関係を築きやすい 。	○:維持管理・運営を踏まえた施設整備が期待できる。 SPCへの 民間の出資を伴わない ため、業務実施における構成企業の 協力的関係が希薄となる場合がある 。
参画しやすさ	△:コンソーシアム組成や SPC組成、資金調達の手間 が生じる。	◎:コンソーシアム組成の手間があるが、 資金調達が不要 で、従来の契約形態のため 比較的参画しやすい 。
事業安定性	○:金融機関の監視が事業安定性に寄与。	△:金融機関の監視は働かない。
支出平準化	◎:民間資金の活用により 支出の平準化 ができる。	○:起債を適用するので、概ねの支出の平準化ができるが、 起債対象外の一般財源部分はまとまった支出 となる。
定性評価	◎	○

(2) 民間活力導入可能性調査の結果概要について②

第2弾ヒアリング結果から以下のとおり設定
 維持管理・運営期間(設計・建設を除く) → 「10年」
 修繕・更新の業務範囲 → 「改修工事対象のみ」

(3) コスト縮減効果 (VFMの算定結果/定量評価)

※VFM：支払いに対して最も価値の高いサービスを提供するという考え方。従来の方式と比べてPFI等の方が総事業費をどれだけ削減できるかを示す割合(内閣府HP)

事業方式	事業費(税込)	資金調達	事業期間		業務範囲	VFM算定結果(定量評価)
			設計・建設	維持管理・運営		
PFI(RO)方式 (指定管理者制度併用)	46.2億円 (設計・建設 27.6億円) (維持管理・運営・修繕 18.6億円)	・起債 ・民間資金	2年9ヶ月 (設計:15ヵ月) (建設:18ヵ月)	10年	・設計 ・改修工事 ・維持管理 ・運営 ・修繕更新(改修工事対象のみ含む)	0.28%
DBO方式 (指定管理者制度併用)	43.8億円 (設計・建設 26.3億円) (維持管理・運営・修繕 17.5億円)	・起債 ・一般財源				4.27%
《参考》 従来方式	46.3億円 (設計・建設 28.6億円) (維持管理・運営・修繕 17.7億円)	・起債 ・一般財源	—	—	—	—

※事業費は、市長寿命化計画の中規模改修メニュー、改修に向けた基本的な考え方(R3年度)の必須機能等、劣化調査結果(R1年度)、現指定管理者へのヒアリングで抽出された項目から設計・建設費を算出

《起債メニュー》

項目	条件
起債条件	<ul style="list-style-type: none"> ・名称：公共施設等適正管理推進事業債－長寿命化事業 ・対象：設計業務(実施設計)、工事監理業務、改修工事(什器・備品は除く) ・充当率：90% ・償還期間：10年(据置期間2年) ・償還方法：元金均等償還

【参考】事業費の財源内訳

項目		RO方式	DBO方式	従来方式
設計・建設	一般財源/民間資金	4.5億円	3.2億円	3.5億円
	起債	23.1億円	23.1億円	25.1億円
	小計	27.6億円	26.3億円	28.6億円
維持管理・運営・修繕	一般財源/民間資金	18.6億円	17.5億円	17.7億円
	起債	0億円	0億円	0億円
	小計	18.6億円	17.5億円	17.7億円
全体	一般財源/民間資金	23.1億円	20.7億円	21.2億円
	起債	23.1億円	23.1億円	25.1億円
	合計	46.2億円	43.8億円	46.3億円

(2) 民間活力導入可能性調査の結果概要について③

(4) 最適な事業スキームについて

事業スキームの定性評価及び VFM算定 (定量評価)の結果を踏まえ、本事業に最適な事業スキームはDBO方式と考える。

<選定の理由>

- ・ 民間事業者への参入意向調査でも、施設整備と維持管理運営を包括委託することへの賛意は高く、民間ノウハウの活用とコスト縮減が期待できる。
- ・ コスト縮減効果(VFM)では、RO方式で0.28%の効果が発現したが、DBO方式の4.27%に比べると差は大きく、コスト縮減効果の高いDBO方式が優位であると判断できる。
- ・ 民間事業者への参入意向調査では、RO方式を最も望ましいとする回答もあったが、いずれの方式でも参画可能との回答が多く、DBO方式としても民間事業者の参画は期待できるものとする。
- ・ 支出の平準化の視点ではRO方式が優位であるが、起債を適用するため民間資金の範囲は少なく、平準化の影響は大きくないと考えられる。

(5) 事業スケジュール

項目	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
事業者募集	→				
設計・建設			設計15ヵ月 →	改修工事18ヵ月 →	★
指定管理	現指定管理 →	新たに指定が必要な期間 →			
休館期間				全館休館 →	

リニューアル
オープン

【参考】行財政構造改革プランとの比較

※設計・建設工事費(維持管理・運営費は含まず)

プランでは民間活力の活用等により、改修費用の20%削減を見込む

<事業費ベース(税込)>

()は、R4単価反映したプランとの比較

項目	①概算見積額	見直し効果額 (削減額)
プラン (R4単価反映額)	31.7億円 (33.6億円)	△6.3億円 (△6.7億円)

事業方式	②事業費(設計・建設) + アドバイザー経費	プランとの比較	
		③削減額(①-②)	削減率(③/①)
PFI(RO)方式	28.0億円	△3.7億円 (△5.6億円)	△12% (△17%)
DBO方式	26.7億円	△5.0億円 (△6.9億円)	△16% (△20%)

②事業費(設計・建設)の
増要因: R4年度単価の上昇
減要因: 民間手法によるコスト削減、改修内容の精査

※プランでは、什器更新費や事業者選定アドバイザー経費(起債対象外)を見込んでいないが、上記②は当該経費を含む。

※上記のほか、学校プール授業の受入に伴う長期的な削減効果が見込まれる。

【参考】北市民健康文化センターの改修に向けた基本的な考え方 (R4年2月策定)

(1) 改修後の施設のコンセプト

今後の施設の機能や運営等の基本となる施設コンセプトを設定している。

① だれもが健康になれる施設

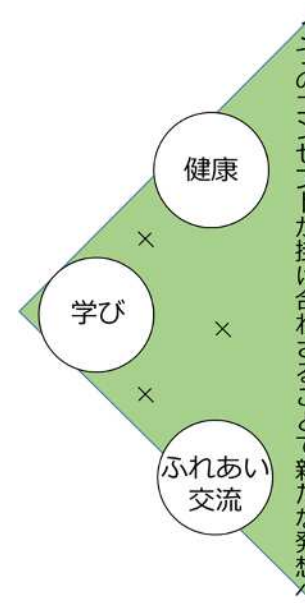
子どもから高齢者まで、障がいの有無に関係なく誰もが心身ともに健康を育むことができる場所

② だれもが学ぶ施設

気軽に多目的に利用ができ、スポーツや文化など様々なことを学ぶことができる場所

③ 幅広い世代がふれあえる・交流できる施設

様々な事業や気軽にふらっと集まれるスペース等を通じ、幅広い年齢層がふれあえる・交流できる場所



(2) 施設運営に当たっての基本的な考え方

- ① 北清掃工場からの余熱を有効活用した運営を行う。
- ② 貸館機能の少ない現施設は、余熱供給の停止によりプール及び浴室が休止になると全館休館になるため、その期間もプール及び浴室以外の諸室が有効活用される施設とする。
- ③ 周辺公共施設等と連携し、地域全体の魅力向上に資する施設とする。
- ④ プールは季節により利用者に偏りがあるため、年間(蒸気の供給停止期間は除く)を通じて利用される施設となるよう計画・運営する。
- ⑤ 学校のプール授業の受入を推進する。

2 今後の事業の進め方について① ※庁議を経て決定したいこと

(1) 事業スキームについて

次のとおり設定し、事業者選定の手続きを進めるもの。

■ 事業方式 DBO方式

※管理運営は指定管理制度を併用

【主な理由】

- ・DBO方式のVFMは4.27%で、RO方式は0.28%と小さく、RO方式のメリットを上回るコスト縮減効果が見込まれたため。
- ・いずれの方式も事業者の参画意向が確認できたが、DBO方式の方が幅広く事業者が参入でき、競争性の確保が期待できるため。
- ・現時点のVFM算定結果では、RO方式は今後の社会情勢(金利等)の変化により、VFMが発現しない可能性もあるため。

- **事業期間** 設計・改修期間(開館まで) : 3年
維持管理・運営期間 : 10年

■ 事業費上限額 43.8億円

【内訳】

- 設計・改修工事費 26.3億円
- 維持管理・運営・修繕費 17.5億円(10年間)
- ※今後の物価上昇等により増額する可能性あり。

《参考》上記事業費のうち起債額
設計・改修工事費 23.1億円
維持管理・運営・修繕費 0円

(2) 事業スケジュール及び指定管理期間について

次のとおり設定し、事業者選定の手続き等を進めるもの。

年 度	事 業 ス ケ ジ ュ ー ル	指 定 管 理 期 間
R 4 年 度	民間活力導入可能性調査、劣化度調査(コンクリートコア抜き)、事業手法等の決定	現指定管理期間 (H31.4.1~R6.3.31)
R 5 年 度	事業者選定アドバイザー業務委託(R5-6年度)実施方針の策定・公表等、事業者選定手続き債務負担行為の設定(議決)	↓ 次期指定管理者の募集手続き
R 6 年 度	事業者の選定手続き、事業契約の締結(議決)	↓ 次期指定管理期間 (R6~7年度の2年間)
R 7 年 度	設計	↓
R 8 年 度	設計・改修工事	休館
R 9 年 度	改修工事・ <u>リニューアルオープン(年度末)</u>	休館
R 10 年 度	維持管理・運営期間(1年目)	
(省 略)		
R 18 年 度	(9年目)	現北清掃工場延命化終了 新工場との余熱切替
R 19 年 度	(10年目)	

2 今後の事業の進め方について②

※令和4年2月策定の「北市民健康文化センターの改修に向けた基本的な考え方」で社会情勢の変化や今後の検討状況等に応じ、適宜、見直すとしていたもの。

(3) 改修後の施設に必要とする機能・規模等について

【赤字部分は、令和4年2月策定の「基本的な考え方」から変更・追加した箇所】

改修後の施設に必須な機能・規模等を次のとおり設定する。

※「民間提案」は現状機能を復旧する改修を最低限実施するものとし、事業者提案によって機能・規模・位置等の変更を可能とする項目を示す。

現在の施設にある機能・諸室等		改修後の施設に必須とする機能・規模等		
1階	プール	25mプール	必須	水深1.1~1.2m、 現状の 5コース以上
		流水プール	必須	全長95m、幅3.5m、水深1.0m、現状と同等程度
		子供・幼児用プール	必須	水深0.3~0.5m、現状と同等以上
		スライダー①(高)	必須	高さ8m×全長75m、現状と同等程度 2人用等スライダーへの変更も可
		スライダー②(低)	民間提案	ただし、廃止の場合、代替レジャー機能の導入が条件
		ジャグジー	民間提案	
	採暖室	民間提案		
	展示コーナー	必須	展示機能は必須だが、現在の場所に限らない。	
	多目的ルーム	民間提案	ただし、多用途に利用できる諸室・機能とする。	
	売店	民間提案		
救護室	必須	ベット1台以上		
授乳室(救護室で代用中)	必須			
ホール・ロビー	必須	休憩・交流機能を踏まえた仕様とする。 1階フロアの一体的・効果的な利用を期待する。		



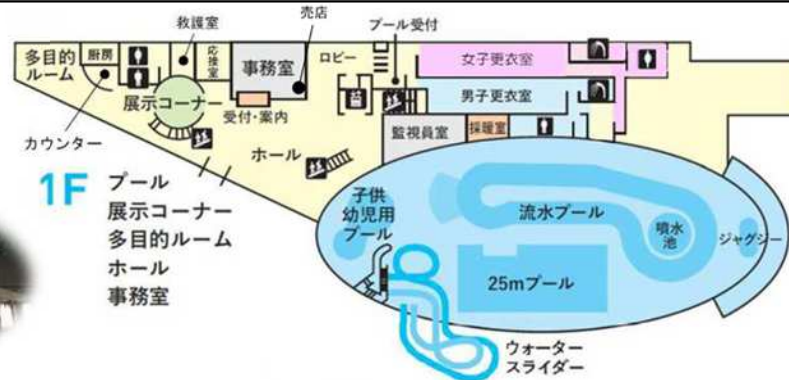
ホール・ロビー



多目的ルーム



プール・スライダー

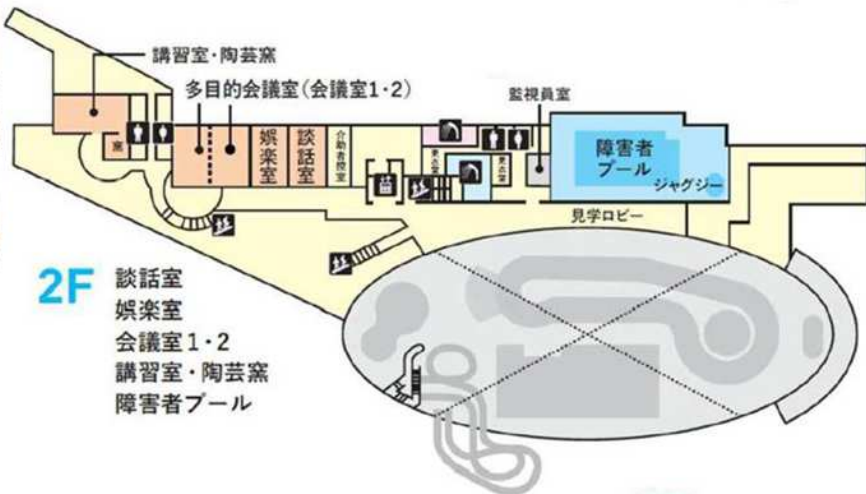


2 今後の事業の進め方について③

現在の施設にある機能・諸室等		改修後の施設に必須とする機能・規模等		
2階	障がい者プール 15mプール	必須	<ul style="list-style-type: none"> 水深1.1~1.2m、3コース、現状と同等程度。 障がい者に限定せず誰でも利用できる(ユニバーサルプール)へ運用変更 	
	ジャグジー	民間提案		
	講習室(陶芸窯有)	民間提案 ※右記の機能は必須	<ul style="list-style-type: none"> 多用途に利用できる諸室・機能とし、次の事項ができる機能を有することとする。 <ul style="list-style-type: none"> ◆ダンス(鏡あり) ◆会議、打合せ(定員60人程度) ◆陶芸、工作(陶芸窯あり) ◆軽音楽の演奏 	
	多目的会議室			
	娯楽室(洋)			
談話室(和)				
介助者控室				
3階	大広間(和)			
	浴室	一般浴室	必須	現状と同等程度
		ジャグジー	必須	現状と同等程度
		低温サウナ	必須	現状と同等程度
リフレッシュルーム	民間提案	ただし、休憩・交流機能を踏まえた仕様とする。		



講習室



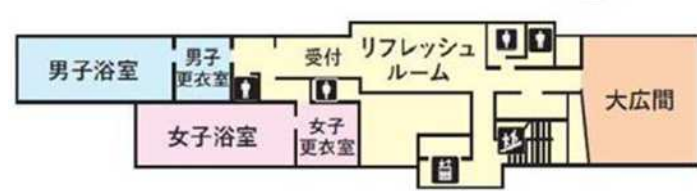
障がい者プール



浴室



大広間



3F
 浴室
 大広間
 リフレッシュルーム

2 今後の事業の進め方について④

現在の施設にある機能・諸室等			改修後の施設に必須とする機能・規模等
その他	プール更衣室	必須	・ユニバーサルデザインに基づくレイアウト変更をする(1階プール更衣室への家族更衣室の設置等)。
	扉等の設備	必須	・諸室等での活動が感じられるオープンな仕様とする。
	地下駐車場	必須	・現状と同等程度 ◆ 地下駐車場 65台程度 ◆ 第1駐車場 32台程度 ◆ 駐輪場 100台程度
	第1駐車場		
	駐輪場		
(1階)プール、ホール・多目的ルームの天井	必須	・特定天井(既存不適格)の改修等を行う。	

※上記は必須機能・規模等を示したもので、全ての改修項目を示したものではありません。



1階プール更衣室



2階多目的会議室(会議室内の活動が分からない)



1階ホールの天井



地下駐車場

1 国民健康保険・国民年金・後期高齢者医療制度事務の委託化について

【健康福祉局 保険企画課、国保年金課】

(1) 主な意見等

(財政局長) 戦略会議で課題として挙げられた財源や定数の在り方などをここで整理するという点によろしいか。財政側としては、この委託化により減員することと、その他の事業等で増員を必要とするというのは別の相談であり、減員しているという解釈である。

(総務局長) 定数の話について、令和4年度から令和6年度までの期間で定数管理計画を作成している。そこでは、3年据え置きということで7,830人という定数を出している。今回、業務の委託化が進むところについては、減員していくものと考えているが、一方で、例えば児童相談所や、生活支援課には法令配置基準があり、法令に基づいて職員を配置する必要や、その他必要な新規事業については、増員していかなければならないだろうということを見越した上で、令和6年度までの定数管理計画となっている。今回、国保年金課からこういう形で提案いただいたものについては、経営監理課の検証効果をした中で、総務局としてもヒアリングを行い、翌年度以降何人減らすことが可能かどうかを判断していきたい。今回は初めての委託化ということで、最初が肝心である。スケジュール管理など可視化して取り組んでいただきたい。

(財政局長) 今の総務局長が話していた令和6年度までの定数管理計画との関連でいえば、影響が出るのは6年度の1人のみであり、7年度以降のところではその定数管理計画を作る中でも調整していくという形でいかがか。委託化が順調に進んでいくことを前提に、結果としてはそういう調整がここでされたということによろしいかと思う。

○ (財政担当部長) この委託が政策的に必要であると判断することによって、その財源はやはり確保しないとイケない。財政的な考え方からすれば、事業を委託化するのにその財源をどこから持ってくるかというのは、それはもう基本的には人件費相当でしかない。その議論を蔑ろにしてしまうと、この議論は財政当局としては通せないことになってしまう。それを前提に話を進めており、一時的に効果が出ない部分というのは、それは致し方ない部分として、この場で議論した結果として認められるのであればよいのではないかと考えている。

○ (総合政策・少子化対策担当部長) 政策サイドとしても客観的な立場でチェックしていきたい。外部の委員等にもお考えを評価していただくことも仕組みとして考えていきたい。

○ (市長公室長) 決裁については、今総合政策・少子化対策担当部長が言ったように、検証の仕方も含めて盛り込んでいただきたい。また、資料について一部わかりづらい部分があり修正いただきたい。

(生活福祉部長) 承知した。

(2) 結果

原案のとおり承認とする。

- ・ただし、庁議の意見を踏まえ、資料を一部修正すること。

2 北市民健康文化センターの改修に向けて

【市民局 市民協働推進課】

(1) 主な意見等

(財政局長) 学校のプール事業の受入推進とあるが、教育委員会との調整状況はいかがか。

(市民協働推進課長) 学校施設課と調整を進めている。

(財政局長) P F I に拘らずに幅広く検討してきた中で、D B O 方式の方が有効という判断をしたのか。

(市民協働推進課長) P F I 手法の導入に向けて参入意向調査や導入可能性調査を実施してきた中で、類似した手法ということでD B O 方式も一緒に検討してきた。

(財政局長) このD B O 方式も民間活力の活用に寄与することになるのか。

(総合政策・少子化対策担当部長) D B O 方式も民間活力に該当する。その上で確認だが、R O 方式とD B O 方式の決定的な違いは何か。

(市民協働推進課長) S P C の有無と資金調達方法が大きく異なるが、一体的に事業者を募集する点は同じである。

(総合政策・少子化対策担当部長) D B O 方式を選択する理由は何か。

(市民協働推進課長) D B O 方式の方が、コストの縮減率大きい。R O 方式のV F M が、定性評価部分を重視して選択することに至るような数値ではなかったことから、D B O 方式を選択している。

(市長公室長) 新規整備と改修における各自治体の取組状況などのデータはあるか。定性評価ではR O 方式の方が高評価であり、D B O 方式を選択した根拠についてはわかりやすくしめしてもらいたい。

(政策課長) 調整会議でも議論されたところである。定性評価ではR O 方式の方が高評価だが、V F M が1%に満たない手法を選択することの方が難しいと考えている。

(総合政策・少子化対策担当部長) R O 方式のV F M が低いが何か理由があるのか。

(市民協働推進課長) 新築案件の場合は効果が出やすいが、R O 方式による改修案件の場合は効果が出にくい。また、S P C を設立することで、設立費用や毎年の運営費用が発生するほか、民間が資金調達をすることによる利息分の上乗せも発生するため、V F M の結果に差が出ている。

(財政局長) R O 方式が有利になる場合もあるのか。

(市民協働推進課長) 縮減効果の面ではD B O 方式の方が、効果が高いが、定性評価部分を重視してR O 方式を採用するののも一つの考え方ではある。

(財政担当部長) 他の事業ではD B O 方式ではなく、P F I (B T O) 方式を検討していることを踏まえると、本件の改修事業における事業規模等によるメリットデメリットがあるのだと承知した

(総合政策・少子化対策担当部長) 指定管理期間について、より長い期間運営していただいた方が良いと考えるが、10年とした理由は何か。

(市民協働推進課長) 長い期間での検討もしていたが、民間ヒアリングを実施する中で、施設の隠れた瑕疵の可能性を踏まえると短い期間での運営の方が望ましいという意見を頂いたため、10年とした。

(中央区副区長) 学校のプール授業の受入推進について、学校にあるプールは災害時に飲料水等として使用されるため、危機管理課とも調整してもらいたい。

(市民協働推進課長) 学校施設課及び危機管理課と調整をしている。

(南区副区長) コスト以外のサービス面などにおいては、どちらの方式でも変わりはないのか。

(市民協働推進課長) どちらの方式においても指定管理的なものはあるため、よりよい

施設とするために民間提案を頂く部分については、民間のノウハウを生かしてもらいたいと考えている。

(南区副区長)それであれば良い。コストについて議論しかされていなかったので、確認させていただいた。

(市長公室長)令和8、9年度の休館期間中はどのような管理の仕方になるのか。

(市民協働推進課長)改修期間は、指定管理業務は行わず、改修事業者が管理を行う想定である。

(市長公室長)休館中であつたとしても指定管理若しくは直営での管理が必要ではないか。令和6、7年度の指定管理及び令和8、9年度の休館期間中の直営での施設管理、令和8年度以降のDBO方式による中規模改修と、指定管理に関する条例改正について時系列的に問題があるのではないか。他市がどうしているか確認してもらいたい。

(総務法制課長)確認する。

(市民協働推進課長)他市の事例についても確認する。

(財政局長)DBO方式で、指定管理者制度を併用することによって、今までには経験のない手法であり、一般的な考え方と異なると思われるが、約2年の休館期間についてどこが管理するのか、例えばその期間は収入が無いことを前提に管理者を指定するなど、よく調べてもらいたい。

(市長公室長)事業者から提案を受ける時期はいつか。

(市民協働推進課長)令和6年度当初に公募し、それから数ヶ月後に企画提案をしてもらう予定である。

(市長公室長)提案内容によって、指定管理者の管理運営会社を決めるということか。

(市民協働推進課長)そのとおりである

(市長公室長)休館期間中の施設管理の取扱い等について他市事例等を確認しながら再度調整してもらいたい。

(2) 結果

継続審議とする。

以上